

金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う
有価証券上場規程等の一部改正について

平成20年3月28日
株式会社東京証券取引所

改正趣旨

当取引所では、平成20年4月より、「証券取引法等の一部を改正する法律」(「金融商品取引法」(以下「金商法」という。))を含む。(平成18年法律第65号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行に伴い、四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに併せて、上場制度を整備するとともに、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、有価証券上場規程等の一部改正を行うこととします。

なお、平成20年1月29日公表の制度要綱では、経営者が内部統制報告書に「重要な欠陥」等を記載する場合に適時開示を求めることとしておりましたが、行政においても今後必要に応じて評価基準等の見直し等を行う旨が表明されるという状況にもあり、現状においては評価のレベル感に相当のばらつきが想定され、制度導入当初から適時開示を求めることは、かえって投資者の適切な投資判断を損ねる弊害を招きかねないと考えられることから、当該開示の実施時期については、今後の制度の実施状況等を見ながら検討していくこととします。

改正概要

1. 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応

(1) 「有価証券報告書等」の定義の見直し

- ・ 上場制度上の「有価証券報告書等」の定義に、四半期報告書を含めることとします。

(2) 新規上場申請者の提出書類の見直し

- ・ 新規上場申請者は「新規上場申請のための四半期報告書」(当該書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を含む。)を提出することとします。

(3) 適時開示の取扱い

- ・ 上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。
 - a 四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合

(備考)

・ 有価証券上場規程(以下「規程」という。)第2条第88号

・ 有価証券上場規程施行規則(以下「施行規則」という。)第204条第1項第10号等

・ 規程第402条第1号a1、第2号q

b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合

(4) 四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い

- ・ 四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認める場合は、現行の監査報告書における取扱いと同様に上場廃止とします。

・ 規程第601条第1号b

(5) 四半期報告書の提出遅延への対応

- ・ 現行の有価証券報告書等における取扱いと同様に、四半期報告書(四半期レビュー報告書を含む。)が法定期限までに提出されない又は提出できる見込みがない場合を適時開示の対象とし、当該事象に該当する場合には監理銘柄(確認中)に指定します。また、法定期限経過後1か月以内に提出されない場合は、当該銘柄の上場を廃止することとします。

・ 規程第402条第2号u、規程第601条第10号等、施行規則第605条第1項第13号a等

(6) マザーズ上場会社の四半期レビュー手続に係る規定の廃止

- ・ マザーズ上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等について実施している、当取引所が定める「四半期財務諸表等に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を廃止します。

・ 改正前規程第404条第3項、改正前施行規則第406条等

2. 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応

(1) 新規上場申請における提出書類の見直し

- ・ 国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととします。ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の他の金融商品取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、申請不受理事由とします。

・ 規程第205条第7号d等、施行規則第206条第5号i

(2) 適時開示の取扱い

- ・ 上場会社は、内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなった場合に、直ちにその内容を開示することとしま

・ 規程第402条第2号vの2

す。

3. 金商法における有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応

- ・ 上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を廃止します。

・ 改正前規程第421条等

4. 売買単位の集約に向けた対応

- ・ 施行日以降に新規上場申請を行う内国株券の新規上場申請者は、原則として、単元株式数が上場の時に（他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が当取引所に上場する場合を除く。）100株となる見込みがあることとします。
- ・ 上場内国株券の発行者は、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とするものとします。

・ 規程第205条第9号の2等

・ 規程第427条の2

5. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

施行日（予定）

- ・ 平成20年4月1日から施行します。
- ・ 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応、有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応については、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によるものとします。
- ・ 金商法における内部統制報告制度の導入に伴う対応については、施行日以後に開始する事業年度から適用します。
- ・ 施行日から起算して1年以内に開始する事業年度における四半期報告書の提出遅延に係る適時開示並びに監理銘柄（確認中）及び整理銘柄への指定については、実務の状況を勘案して、現行の適時開示及び指定に係る期限からそれぞれ15日延長して適用することとします。

以上